

随 意 契 約 結 果 書

契 約 年 月 日	平成28年12月1日
契 約 業 者 名	昭和エンジニアリング(株)
契 約 業 者 の 住 所	大阪市中央区内平野町2丁目2番7号
調 査 等 の 名 称	中川原スマートIC標識修正設計業務
履 行 場 所	兵庫県洲本市中川原町
業 種 区 分	土木設計
業 務 概 要	本業務は、(仮称)中川原スマートICの名称原案を踏まえ、既存の標識設計のレイアウト等修正設計を行うものである。
履 行 期 間 (自)	平成28年12月2日
履 行 期 間 (至)	平成29年1月31日
契 約 金 額	4,320,000円 (税込み)
予 定 価 格 (消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 抜 き)	4,198,000円
随 意 契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	別紙、随意契約理由書のとおり

随意契約理由書

1. 件 名 中川原スマート IC 標識修正設計業務

2. 業 者 名 昭和エンジニアリング株式会社

3. 選定理由書

本業務は、(仮称) 中川原スマート IC の名称原案を踏まえ、既存の標識設計のレイアウト等修正設計を行うものである。

本業務の実施にあたっては、平成 27 年度の(仮称) 中川原スマート IC の標識設計の成果品を利用して名称原案を反映させて行うこととなる。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定で定められている平成 30 年 3 月のスマート IC 建設事業の完成を達成するため、現在、平成 28 年度末の標識工事発注及び対外協議に向け準備中であり、早期に本業務での修正設計成果を反映させる必要があることから、本業務の履行期間短縮が不可欠である。

上記契約予定業者は、「中川原スマート IC 舗装他設計業務」を実施した業者であることから、現地状況及び設計内容に精通しており、既往成果品の照査を省略することが可能であり、履行期間内に契約の目的を達することのできる唯一の業者である。また「中川原スマート IC 舗装他設計業務」を良好な成績で完成させている。

以上のことから、契約規程第 4 条第 1 項第一号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」及び契約事務細則第 36 条第 1 項第四号「特定の者でなければ契約の目的を達することができない契約を締結するとき」の規定に基づき、上記業者を選定するものである